



住まい・暮らし

建築確認申請について

本 建築住宅課

建築物を建築(新築・増改築など)するときや、一定規模以上の工作物を築造するときには、建築基準法という建築物の最低限の基準を定めた法律を守らなければなりません。この法律ではこの最低限の基準に適合しているかどうか工事の前、工事の最中、工事終了後の3回、建築主または指定確認検査機関がチェックすることを定めています。

この中で工事の前に必要な手続きが「建築確認申請」です。建築確認申請は、その計画内容(建築物の用途、構造、敷地位置など)について図面などを用いてチェックを行います。一般的に、建築確認申請は設計を依頼した建築士などが代理者として作成、提出を行います。

※ただし、建築物の規模、用途、構造、建築場所などによって建築確認申請が不要場合があります。

安中市狭あい道路整備事業

本 建築住宅課

本市では「安中市狭あい道路の整備に関する要綱」を定めておりますので、建築基準法第42条第2項に該当する道路に接する敷地に建築物を建築などする場合、建築主などは後退用地などの帰属、整備または管理などについて本市と協議を行ってください。

安中市木造住宅耐震診断事業

本 建築住宅課

安全で安心して暮らせる地震に強い街づくりを推進するため、個人の木造住宅を対象として耐震診断者を派遣し、耐震診断を行います。

■対象住宅

次の条件全てに該当する住宅

- ①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上の住宅)
- ②平屋建てまたは2階建て
- ③在来軸組構法または伝統的構法で建築した住宅

■申込みできる人

次の条件全てに該当する人

- ①対象住宅の所有者(個人に限る)で、そこに居住している人
- ②市税を滞納していない人
- ③対象住宅の所在地を本市の住民基本台帳に記録されている住所にしている人

■診断費用

診断費用は無料

ただし、耐震診断者の交通費は自己負担(一律1,000円)

※診断する建物の図面がない場合は図面作成費用として別途費用がかかる場合があります。

※申請手続き、申請期間、その他条件などの詳細は、お問い合わせください。

広 告



住まい・暮らし

ご相談ください。



美と建築・三好設計事務所

〒379-0135 安中市御原86-3(磯部温泉入口)

TEL 027-385-6136 FAX 027-385-0534

福祉環境コーディネーター 建築士 三好 達三

☎ 090-8819-6328

安中市木造住宅耐震改修補助事業

本 建築住宅課

安全で安心して暮らせる地震に強いまちづくりを推進するため、個人の木造住宅を対象として、耐震改修をする工事費などの補助を行います。

■対象住宅

次の条件全てに該当する住宅

- ①「木造住宅の耐震診断と補強方法」(一般財団法人日本建築防災協会発行)に基づく一般診断法または精密診断法による耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅
- ②昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上の住宅)
- ③平屋建てまたは2階建て
- ④在来軸組構法または伝統的構法で建築した住宅

■申込みできる人

次の条件全てに該当する人

- ①対象住宅の所有者(個人に限る)で、そこに居住している人

- ②市税を滞納していない人

- ③対象住宅の所在地を本市の住民基本台帳に記録されている住所にしている人

■対象になる工事

次の条件全てに該当する工事

- ①上部構造評点を1.0以上にする耐震改修工事
- ②所定の資格者が耐震補強設計および工事監理を行う工事

■補助金額

耐震改修工事および工事監理費にかかる費用の5分の4以内で、限度額100万円

※申請手続き、申請期間、その他補助条件などの詳細は、お問い合わせください。

安中市住宅リフォーム補助金

本 建築住宅課

市民の居住環境の改善と地域経済の活性化を図るため、市内業者を活用した住宅リフォームを実施する場合、その費用の一部を補助します。

補助金の交付には、申請手続き、申請期間、補助対象者、補助対象住宅、補助対象工事など所定の条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

▶補助金額

- 補助対象経費の20%(1,000円未満切り捨て)で、合計所得金額に応じた限度額以内(最高15万円)
- 子育て世帯は、補助対象経費の30%(1,000円未満切り捨て)で、合計所得金額に応じた限度額以内(最高15万円)
(※子育て世帯:満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を扶養し、同居している世帯)

▶その他注意

- 予算額に対して、応募多数の場合は、抽選により補助対象者を決定します。
- すでに着工または完成しているリフォーム工事は対象外です。
- 補助金の交付は申請者および住宅につき、1回限りです。



住まい・暮らし

広告

屋根のことならおまかせください!

もつづく創業100年 信頼と実績

安中総合学園前 安中一丁目1-38 Pあり

リフォームの 大栄総業
(本社・工場) 郷原1805
TEL:027-380-2880

安中総合学園前 安中一丁目1-38 Pあり

アルミ建材・総合センター

株式会社 ビック
群馬県知事許可(般-28)第23848号
MADO ショップ 安中大竹店

安中市大竹 1417-1
TEL:386-6556
https://www.vickenzai.com

入居者募集中
お気軽にお問い合わせ下さい!

大洋第一コーポ
安中市原市 1502-2
TEL:027-384-1025

メゾン・ド・マリーナ
安中市原市 1474
TEL:027-385-3015

□入居に関するお問い合わせは 石野企画
TEL:090-2622-3765
安中市原市 1503-1

安中市危険ブロック塀等撤去費補助金

本 建築住宅課

ブロック塀などの倒壊による被害を未然に防止するため、道路沿いの危険なブロック塀などを市内業者を活用して撤去する場合、その費用の一部を補助します。

この事業は、その目的を早期に達成するため実施期間を令和3年度から5年度までとして集中的に実施する予定です。

補助金の交付には、申請手続き、申請期間、補助対象者、補助対象のブロック塀など、補助対象工事などの所定の条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

▶ 補助金額

- 補助対象経費の1/2 (1,000円未満切り捨て)
- 限度額 次の①または②のうち低い額
 - ① 5万円
 - ② 危険ブロック塀などを撤去する長さの合計に1mあたり1万円を乗じた額

▶ その他注意

- 公共事業などの補償の対象ではないもの
- 市の他の制度による補助金の交付の対象ではないもの
- すでに着工または完了している工事は対象外です

市営住宅

本 建築住宅課

■ 入居申込者の資格(次の1~6すべての条件を満たす人) ……

1. 申込者が成人の人

- (1) 同居できる人は親族に限ります。
親族の範囲は、民法規定の3親等内の血族、配偶者(含内縁)、2親等内の姻族です。
- (2) 次の場合は同居予定親族として認められます。

① 婚約されている人

(正式な入居決定には、入籍後の戸籍謄本の提出が必要になります。)

② 結婚しているのと同様(内縁)と認められる人 (住民票で「未届の夫」、または「未届の妻」になっており、戸籍上でもほかに婚姻関係がないことなど)

③ 安中市パートナーシップ宣誓証明書、ぐんまパートナーシップ宣誓書受領カードの交付を受けた人(宣誓証明書または宣誓証明カードの提示が必要になります。)

(3) 正当な理由なく、世帯を不自然にわけて申し込むことはできません。

- ① 夫婦の別居(単身赴任を含む)や夫婦どちらか一方が子どもと申し込む場合は認められません。
- ② DV被害者に該当する人は、裁判所・女性相談所・配偶者暴力対応機関などの証明書が必要です。
※ 加害者であった配偶者との同居は認められません。
- ③ 現に親がありながら祖父母と未成年の孫だけの申込み、兄弟姉妹(未成年が含まれる)のみの場合など、社会通念上著しく不自然な世帯分離も認められません。

2. 前年中の収入(同居予定親族の収入を含む)が、公営住宅法施行令の定める収入基準に当てはまる人

- (1) 年の途中で転職した人は、転職後の収入を1年分に換算して計算します。
- (2) 収入の基準については、次のとおりです。

一般世帯	収入月額	158,000円まで
裁量階層世帯	収入月額	214,000円まで

収入月額の計算方法

(世帯の所得額 - 扶養親族控除 - 特別控除額) ÷ 12 = 収入月額

※ 詳細は市ホームページをご覧ください。

本 建築住宅課(群馬県住宅供給公社安中支所)までお問い合わせください。

(3) 収入のある人が1人の場合は、次のページの早見表を参考にしてください。

- 3. 現に住宅に困窮していることが明らかな人
- 4. 市町村税を滞納していない人
- 5. 申込者本人および現に同居し、もしくは同居しようとする親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でない人
- 6. 入居する住宅が決まった後に次の手続きができる人
 - (1) 指定日までに敷金(家賃の3か月分)を納入できる人
 - (2) 入居可能日から15日以内に入居できる人
 - (3) 単身入居者は身元引受人1人の誓約書を提出できる人



住まい・暮らし

収入基準早見表

世帯	所得別	入居者数	単身者	2人	3人	4人	5人
一般世帯	給与支払金額 注1		2,967,999円まで	3,511,999円まで	3,995,999円まで	4,471,999円まで	4,947,999円まで
	事業所得額 注2		1,896,000円まで	2,276,000円まで	2,656,000円まで	3,036,000円まで	3,416,000円まで
裁量世帯	給与支払金額 注1		3,887,999円まで	4,363,999円まで	4,835,999円まで	5,311,999円まで	5,787,999円まで
	事業所得額 注2		2,568,000円まで	2,948,000円まで	3,328,000円まで	3,708,000円まで	4,088,000円まで

※注1 源泉徴収票の支払金額または所得証明書の給与収入金額

※注2 確定申告書控または所得証明書の所得額(総収入から必要経費を差引いた金額)

※裁量階層世帯(高齢者・子育て・障害者等世帯)とは

- ①申込者が60歳以上であり、かつ同居者のいずれもが60歳以上または、18歳未満の人
- ②申込者に現在同居し扶養している小学校就学前の児童がいる人
- ③申込者または同居者に、1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている人
- ④1級または2級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている人
- ⑤知的障害者でその障害の程度が④と同程度と認められる人
- ⑥難病などによる障害者で、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援する法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の規定により厚生労働大臣が定める程度の人
- ⑦ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所に入所していた人
- ⑧海外からの引揚者で本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない人
- ⑨戦傷病者手帳(障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの)の交付を受けている人

※今後、金額は変更になる場合があります。

入居申込みに必要な書類

申込書類名	発行場所	一般世帯	高齢・障害世帯	母子・父子世帯	単身世帯	備考
入居申込書	本 建築住宅課	○	○	○	○	
市税完納証明書	本 税務課	○	○	○	○	
住民票	本 市民課	○	○	○	○	
所得証明書	本 税務課	○	○	○	○	
保険証の写し		○	○	○	○	
戸籍謄本	本 市民課			○	○	
単身入居申立て書	本 建築住宅課				○	
各種手帳の写し			○			世帯員に障害をお持ちの人がいる場合

※上記の申込み書類以外に世帯状況などにより必要になる書類提出を求める場合があります。

入居申込書類の審査には1か月程度の期間が必要ですのでご注意ください。

入居決定などについて

家賃	申込みの市営住宅の種類や入居世帯の所得状況により家賃は異なります。詳細は市ホームページをご覧ください。また、本 建築住宅課(群馬県住宅供給公社安中支所)までお問い合わせください。
敷金	入居決定時の家賃3か月分を敷金としてお預かりします。
駐車場使用料	原則として1世帯1区画の駐車場使用になります。使用料は、申込みの団地によって異なります。消費税込(10%)の月額で安中地区:1,520円、松井田地区:1,010円になります。(今後、金額は変更になる場合があります。)
住居更新料	住居の更新料などの費用負担はありません。
修繕費用負担	お住まいの住居修繕は、原則として本市が費用を負担して修繕します。ただし、畳、襖紙、水道パッキンなどの通常生活における消耗品や入居者の故意または過失によって修繕が必要になった場合は、入居者負担になります。
入居者負担	電気・ガス・水道使用料金および共同施設の維持に管理に必要な費用(共益費)など
住居明渡し	次の場合には退去をお願いすることになります。 ①入居資格を偽って入居したとき ②家賃を3か月以上滞納したとき ③近隣に対し迷惑行為を行ったとき ④故意に住宅や共同施設を壊したとき など



空き家について

本 建築住宅課

空家等の適切な管理

本 建築住宅課

少子高齢化や人口減少などを背景に、適切な管理が行われておらず、安全、防災、衛生、景観等において周辺の生活環境に悪影響を与えている空家等が、市内でも年々増加しています。所有者などは定期的に建物の管理をお願いします。また、適切に管理されていない空家等でお困りの人は、本 建築住宅課までご相談ください。

空家等バンク制度

本 建築住宅課

不動産事業者と連携し空き家を売りたい・貸したい所有者などと、買いたい・借りたいという人を結びつける空家等バンク制度を実施して、空き家の流通促進を図ります。

詳しくは専用サイト【あんなか日和】(www.city.annaka.lg.jp/annakabiyori)をご覧ください。

また、空家等バンクで契約された物件に対してリフォーム工事や家財処分を行う場合に、その費用の一部を補助する制度を実施しています。お問い合わせは本 建築住宅課まで。

補助額

- ①リフォーム工事費補助(改修費用の1/2 上限20万円)
- ②家財処分費用補助(処分に係る費用が5万円以上である場合、処分費用の1/2 上限10万円)

空家除却(解体)費補助制度

市民の安全で安心な居住環境を確保し、所有者などによる自発的な空家等の除却を促進するため、空家等の除却工事にかかる費用の一部を補助する「空家除却費補助金」制度を実施しています。お問い合わせは本 建築住宅課まで。

補助額 除却費用の1/2 上限30万円

空家リフォーム(改修)費補助制度

空き家を住民同士の交流の場(サロン)などの地域の活性化に資する用途に活用する事業に対し、改修費用の一部を補助する「空家リフォーム事業費補助金」制度を実施しています。お問い合わせは本 建築住宅課まで。

補助額 改修費用の1/2 上限150万円

空き家の管理についてのご相談

本市は空き家の適切な管理についてシルバー人材センターと協定を締結しています。空き家の管理、見回り、除草、小修繕等の作業内容・料金について、安中市シルバー人材センター(☎027-380-5112)へお気軽にご相談ください。

移住定住促進住宅取得支援事業

本 政策・デジタル推進課

市内への移住を促進し、定住人口の増加による地域活性化を図るため、市内に住宅を初めて取得(相続、贈与、交換による取得は除く)して定住する人に交付します。

市内のアパートから引っ越しする人、中古住宅を取得した人なども、対象になる場合があります。

交付額

基本額のほか、条件に応じて各種加算があります。各種加算の要件に該当する場合は、基本額に加算されます。※交付要件や申請時に必要な書類など、詳細は市ホームページをご覧ください。本 政策・デジタル推進課までお問い合わせください。

広告

総合建設業

土木・建築・解体工事

株式会社 ミウラ 安全第一
まかせて安心

安中市嶺1467

☎ **385-6507**
(FAX) **385-9958**

家の片付け
おまかせください!!

建物解体
不用品回収
土地活用

ウスイ
安中市下秋間4275
TEL 027-382-0755
ウスイ 本社

住まい・暮らし

安中市斎場「すみれヶ丘聖苑」

☎ 027-382-2554

☎ 027-382-1111 (代表)

本 市民課 松 住民福祉課

■申し込み方法

火葬のため、すみれヶ丘聖苑(火葬場)を利用する人は、事前に電話などでご予約のうえ、**本**市民課または**松**住民福祉課に死亡届を提出するときに申し込んでください。

斎場等施設(式場、待合室)を利用する人も死亡届と同時に申し込んでください。

市役所が休日のときは、**本**および**松**日直が対応します。

式場、待合室の使用整理のため、2～3人の人員を派遣してください。

犬猫等小動物の火葬申込みは、希望日当日の午前8時30分からすみれヶ丘聖苑が、電話で予約を受け付けます。

人体の火葬が優先されますので、当日の利用状況により使用できない場合がありますが、ご了承ください。

■施設の休業日

友引の日

1月1日、1月2日

■式場等の利用について

式場では、告別式が行えます。

飲食をする場合は、待合室を使用してください。

小式場とは、大式場を200平方メートルかつ120席以下で使用する場合があります。

■使用料(今後、金額は変更になる場合があります。)

施設の名称	種 別	単位	使用時間	使用料	
				市 民	市民以外
火葬場	12歳以上の死体	1体		無料	35,000円
	12歳未満の死体	1体		無料	20,000円
	生後1月未満の死体および4月以上の死胎	1体		無料	10,000円
	手術肢体、胞衣等	1個		3,200円	15,270円
式場	小式場	1回	3時間	10,690円	32,080円
	大式場	1回	3時間	21,380円	64,160円
待合室	和室	1回	3時間	1,070円	3,200円
	洋室	1回	3時間	1,070円	3,200円
犬猫等小動物	小15キログラム未満	1頭		5,340円	21,380円
	大15キログラム以上	1頭		7,480円	32,080円



道路の維持管理

本 土木課 松 松井田振興課

道路(市道)を使用・掘削工事などをするとき

本 土木課 松 松井田振興課

次のような場合は、必ず事前に本市に申請し、許可が必要になります。また、水路などの使用・工事についても同様です。

- (1) 出入り口のための縁石・ガードレールの移設や歩道の切り下げなど、道路構造物の工事(道路工事施工承認申請など)
- (2) 道路上に工事用足場などを設置するとき(道路占用許可申請など)
- (3) 排水を側溝、用排水路につなぐとき(道路占用許可申請など)
- (4) 水道管、排水管、ガス管などの埋設工事(道路占用許可申請など)

道路(市道・水路)との境界確認(確定)

本 土木課 松 松井田振興課

市道(法定外公共物を含む)に接している土地との境界を確認(確定)する際の申請です。測量業者などを通じて申請してください。

その後、申請者は、市職員および関係者などで現地での境界立ち会いを行い、境界を確認(確定)します。

道路の維持管理

本 土木課 松 松井田振興課

道路は、国道、県道、市道、私道の4種類にわけられ、国道については国、県道については県、市道については市、私道については個人が維持管理を行っています。

道路(市道)、橋、側溝など、本市の管理する施設が壊れていたら本土木課または松井田振興課にお問い合わせください。

なお、国道については国土交通省高崎河川国道事務所碓氷出張所(☎027-393-1527)、県道については安中土木事務所(☎027-382-1350)にお問い合わせください。

▶ 主な業務内容

- 本 土木課庶務係…市が管理する道路、水路の事務手続きに関すること。
- 本 土木課工務係…市が管理する道路、水路の市が行う工事に関すること。
- 本 土木課維持管理係…市が管理する道路、水路の簡易な維持補修、除草作業に関すること。
- 松 松井田振興課土木係…松井田地区内の一般土木事業、原材料支給、道路占用、境界立会に関すること。



住まい・暮らし

バス・鉄道・タクシー

乗合・路線バス

路線名	主な経由地
磯部線	安中榛名駅～碓氷病院～磯部駅
秋間線	秋間中関～安中駅～碓氷病院
柿平線	後関柿平～碓氷病院～安中駅
秋間みのりが丘線	安中榛名駅～安中駅～安中市役所

所 ポルテックスアーク ☎ 027-381-1919

路線名	主な経由地
安中市役所・松井田支所線	松井田支所～碓氷病院～安中市役所
高崎駅・安中市役所線	安中市役所～安中駅～高崎駅

所 群馬バス(榛名営業所) ☎ 027-374-0711
(箕郷営業所) ☎ 027-371-8588

路線名	主な経由地
横川駅・軽井沢駅線	横川駅～軽井沢駅

所 ジェイアールバス関東(小諸支店) ☎ 0267-22-0588

乗合タクシー

路線名	運行方法	主な経由地・区域
磯部・中野谷線	午前 定時運行	磯部～中野谷～東横野～安中市役所
	午後 デマンド運行	東横野・磯部地区
間仁田・岩野谷線	午前 定時運行	間仁田～岩野谷～板鼻～安中市役所
	午後 デマンド運行	岩野谷・板鼻地区

所 安中タクシー ☎ 027-381-0888

高速バス

路線名	主な経由地
「シルクライナー」 奈良・大阪線	高崎駅西口～安中市役所～名古屋 ～奈良～大阪

所 日本中央バス ☎ 027-287-4000

鉄道

路線名	駅名
JR北陸新幹線	安中榛名駅
JR信越本線	安中駅、磯部駅、松井田駅、西松井田駅、横川駅

所 JR東日本お問い合わせセンター
☎ 050-2016-1600

タクシー

会社名	問い合わせ先
安中タクシー	0120-750-470
榛名観光タクシー(安中営業所)	0120-47-1277
高崎駅構内自動車(磯部営業所)	0120-36-6850
上信ハイヤー(安中営業所)	0120-382-483
ツバメタクシー	027-393-1181

※路線によっては、運休日および臨時運休があります。必ず運行事業者にお問い合わせのうえご利用ください。
※路線によっては、お得な回数券、敬老割引(65歳以上)、通勤・通学定期などの各種割引があります。

広告

地域社会とともに
快適で、地球環境に優しい
建物づくりを目指します。



建設プロダクト ヤマト

群馬県前橋市古市町118 〒371-0844
TEL.027-290-1800(代) www.yamato-se.co.jp



起業・創業を応援します！

あんな創業支援ネットワーク

安中市内において、これから創業をお考えの方、創業後間もない方を対象に各種相談・支援を通じて皆さまをサポートしています。創業をお考えの方はお気軽に相談して下さい。

本店営業部 TEL 027-382-6939 安中支店 TEL 027-382-1246 板鼻支店 TEL 027-382-2780	松井田支店 TEL 027-393-1133 原市支店 TEL 027-385-6508	横川支店(松井田支店内) TEL 027-395-3111 磯部支店(原市支店内) TEL 027-385-5611
---	---	---

各種ローン・資産運用・年金は
お近くの窓口までお気軽にご相談ください



群馬県信用組合

群馬県信用組合 検索